

電波監理に係る点検等事業

(総務省総合通信基盤局電波部電波環境課)

1. 事務・事業の概要

- ① 特定無線設備の技術基準適合証明等
- ② 無線設備等の検査等
- ③ 測定器等の較正
- ④ 特定機器の国外適合性評価
- ⑤ 無線設備等の修理

2. 指定、登録等の基準

① 特定無線設備の技術基準適合証明等

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

- 一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 二 特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

② 無線設備等の検査等

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

③ 測定器等の較正

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

第二百条の十八 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条において「測定器等」という。）の較正は、機構がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下「指定較正機関」という。）にこれを行わせることができる。

④ 特定機器の国外適合性評価

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年7月11日法律第111号）

第三条 国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分（相互承認協定ごとに、かつ、相互承認協定に規定する外国の関係法令等の別に応じて政令で定める国外適合性評価事業の区分をいう。以下同じ。）に従い、主務大臣の認定を受けることができる。

⑤ 無線設備等の修理

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

第三十八条の三十九 特別特定無線設備（適合表示無線設備に限る。以下この節において同じ。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

① 特定無線設備の技術基準適合証明等

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/>

② 無線設備等の検査等

<https://www.tele.soumu.go.jp/nintei/SearchServlet?pageID=ns01>

③ 測定器等の較正

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/kikan/>

④ 特定機器の国外適合性評価

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/>

⑤ 無線設備等の修理

<https://www.tele.soumu.go.jp/nintei/SearchServlet?pageID=ss01>

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在）

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき見直しを行った結果、講ずべき措置は特になし。